（記載上の注意）

1　会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

⑸　役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（記載上の注意）

1　銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の３第１項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。

2　「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、塡補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

3　社外役員に関する事項

（記載上の注意）

［略］

⑴　［略］

⑵　社外役員の主な活動状況

［表略］

（記載上の注意）

1　［略］

2　「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

［①・②　略］

③　当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行つた職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

［加える。］

3　社外役員に関する事項

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　社外役員の主な活動状況

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

［①・②　同左］

［加える。］